

○ 言語聴覚士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令（平成十年厚生省令第七十五号）（抄）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（試験委員の要件）</p> <p>第十六条 法第三十七条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第三十三条第一号から第三号まで及び第五号の文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した言語聴覚士養成所の専任教員</p> <p>三 （略）</p> | <p>（試験委員の要件）</p> <p>第十六条 法第三十七条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第三十三条第一号から第三号まで及び第五号の文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した言語聴覚士養成所の専任教員</p> <p>三 （略）</p> |